

亀山市告示第137号

亀山市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費助成金交付要綱を次のように定める。

令和4年5月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けたものに対し、当該任意接種に要する費用の一部を助成することにより、その者の身体の安全の確保を図るとともに、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、もって市民の健康推進に寄与することを目的とする。

(助成金の名称)

第2条 この告示により交付する助成金は、亀山市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費助成金（以下「助成金」という。）という。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者及びこれに準ずる者として市長が特に必要と認めた者とする。

- (1) 令和4年4月1日時点で市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 16歳となる日の属する年度の末日までにヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していない者
- (3) 17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに日本国内の医療機関でヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種（組換え沈降2価HPVワクチン、組換え沈降4価HPVワクチン又は組換え沈降9価HPVワクチンの任意接種をいう。以下「任意接種」という。）を受けた者

(4) 助成金の交付を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、任意接種に要した費用（任意接種を行った医療機関に対し支払った接種費用とし、交通費、宿泊費、次条第1号に掲げる書類の発行に要した文書料等を除く。以下同じ。）に相当する額（以下この項において「償還額」という。）とする。ただし、定期接種及び任意接種の回数が合わせて3回を超えるときは、当該超える接種回数分の任意接種に要した費用に相当する額については、償還額に含まないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者が次条ただし書の規定により同条第1号に掲げる書類を提出しない場合には、助成金の額は、助成を受けようとする任意接種（定期接種及び任意接種の回数が合わせて3回を超えるときは、当該超える接種回数分に係る任意接種を除く。）について、それぞれ次の表の左欄に掲げる任意接種を受けた日の区分に応じ、同表右欄に定める額を合計した額とする。

任意接種を受けた日	助成金の額
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	16,394円
平成27年4月1日から平成29年3月31日まで	16,794円
平成29年4月1日から令和2年3月31日まで	16,815円
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	17,127円
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	17,193円

3 前2項の規定にかかわらず、任意接種に要した費用について市の他の補助金等その他の助成がある場合には、助成金の額は、第1項又は前項に規定する額から当該助成

を受けた金額に相当する額を控除した額とする。

(助成金の交付請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、亀山市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費助成金交付請求書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添付して、助成金の交付を受けようとする年度の末日までに市長に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類を添付できないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該書類の添付を要しないものとする。

(1) 任意接種に係る支払額を証明することができる書類

(2) 助成を受けようとする者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証若しくは接種済みの記載がある予診票等の写し又は亀山市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費助成金交付請求用証明書(様式第2号)

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者が指定する口座に助成金を振り込むものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年3月31日以前に接種した予防接種に係る費用の負担について適用する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

亀山市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費助成金交付請求書

年 月 日

亀山市長 様

請求者（保護者）

〒

住所

フリガナ

氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号

下記のとおり、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種をしましたので、助成金を交付されたく、関係書類を添えて請求します。なお、この請求に関連し、住所、接種状況等を調査することを承諾します。

1 請求額 _____ 円

2 被接種者名等

フリガナ	□請求者 と同じ		生年 月日	年 月 日
被接種者名				
現住所	□請求者 と同じ	〒		
令和4年4月1日 時点の住所	□現住所 と同じ	〒		
ワクチンの種類	※当てはまるものに☑をする。 □組換え沈降2価HPVワクチン □組換え沈降4価HPVワクチン □組換え沈降9価HPVワクチン			
予防接種を受けた 年月日 (請求分のみを記載)	1回目	年 月 日	請求 金額	円
	2回目	年 月 日		円
	3回目	年 月 日		円
接種医療機関	名称			
	住所			
	電話番号			
※複数の医療機関で接種した場合、下記に名称・住所・電話番号を記載				

(裏面も記載してください)

3 振込先

		銀行 農協 信用金庫	支店 支所
普通・当座		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

備考

次の①②を添付してください。

- ①HPVワクチンを接種した医療機関が発行した領収書その他予防接種に係る支払額を証明できる書類
(原本)
- ②助成を受けようとする者の接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証若しくは接種済みの記載がある予診票等(写し)又は亀山市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費助成金交付請求用証明書

様式第2号（第5条関係）

亀山市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費助成金交付請求用証明書

年 月 日

亀山市長 様

（被接種者情報）※請求者が記入

住 所： _____

氏 名： _____

生年月日： _____

上記の者がヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを接種したことを証明します。

ワクチンの種類	<input type="checkbox"/> 組換え沈降2価HPVワクチン		
	<input type="checkbox"/> 組換え沈降4価HPVワクチン		
	<input type="checkbox"/> 組換え沈降9価HPVワクチン		
予防接種を受けた年月日	1回目	ロット番号	接種量
	接種年月日		0.5m l
	年 月 日		
	2回目	ロット番号	接種量
	接種年月日		0.5m l
	年 月 日		
	3回目	ロット番号	接種量
	接種年月日		0.5m l
年 月 日			
医療機関名			
住 所			
氏 名			

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。